

令和3年12月27日

組合員・利用者の皆様へ

みやぎ登米農業協同組合
代表理事組合長 佐野 和夫

不祥事について（お詫び）

日頃から、JA事業につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般本組合の葬祭課におきまして、20代女性職員による葬祭供物代金等の現金横領事案が発生しました。

事案の内容は、葬祭供物代金等の不正経理により、令和3年6月より令和3年12月までの間に現金2,404,960円を横領したものであります。

定期的な内部検証により不備が認められたため、内容の調査を行ったところ当事者が横領を認め不祥事が判明しました。

当該不祥事については、詳細にわたり調査を実施し被害金額については、当事者家族より全額弁済を受けております。

なお、今回の不祥事はJA内部の経理操作によるもので、利用者皆様に影響するものではありません。

12月22日に懲戒委員会、12月27日に理事会を開催し当事者を懲戒解雇処分としました。上席者についても懲戒処分とするとともに、常勤理事については、監督責任として報酬の一部を返上することとしました。

今回の事案は、JAへの信頼を失わせる行為であるとともに、組合員の皆様には多大なご心配をおかけしましたことについて、衷心よりお詫び申し上げます。

この事案をもとに、本組合としては不祥事の再発防止に向け、綱紀の粛正・内部管理態勢のより一層の強化を図り、信頼の回復のため役職員一同、誠心誠意取り組んでまいります。重ねてお詫び申し上げますとともに、今後ともご支援ご支持をお願い申し上げます。